個人情報ファイル簿(単票)

【課名・係名】選挙管理委員会事務局

		在女只厶事切闹
個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	玉城町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局(総務政策課)	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿の作成	
	1氏名、2性別、3生年月日、4住所	
記録項目		
記録範囲	有権者	
記録情報の収集方法	本人以外 (他の実施機関 (町長部局) から取得)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	公職選挙法第 28 条に基づく名簿の閲覧者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 玉城町選挙管理委員会事務局(玉城町役場総務政策 課)	
	(所在地)〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	公職選挙法第 24 条	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ⊘ 有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年12月1日